

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第26号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	不明（平成20年9月15日 16時30分ごろ主機の異状に気付いた。）	
発生場所	長崎県対馬市美津島町黒島の東方沖 （概位 北緯34°26′ 東経130°05′）	
事故等調査の経過	平成21年2月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等</p> <p>漁船 第八幸慎丸 19.48トン NS2-17282（漁船登録番号）、個人所有 はえなわ（あなごかご）漁業 ディーゼル1基（353kW）、昭和55年2月16日進水</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	主機の、4番予燃焼室が破損、4番シリンダヘッドにき裂、主軸受及びクランクピン軸受が焼損、クランク軸が焼損	
事故等の経過	<p>本船は、船長他1人が乗り組み、黒島の東方沖で、はえなわ籠の投入作業を終え、推進器のクラッチを切り離し、海水冷却用発電機を駆動するため、主機を毎分回転数1,200とした。</p> <p>船長は、夜間の揚収作業に備えて操舵室後方の寝台で仮眠し、平成20年9月15日16時30分ごろ目を覚ますと、主機が停止していたため、急いで機関室に赴き、主機の点検を行ったところ、冷却清水タンクが空になり、潤滑油に水が混じていたことから、操業を取り止め、僚船にえい航を依頼した。</p> <p>本船は、帰港して本件整備業者が点検した結果、主機の損傷が判明した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、視界 良好</p> <p>海象：うねり なし</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、平成16年8月中古で購入され、購入前の整備状況が明らかでなく、購入後も開放整備されていないことから、主機の予燃焼室が経年使用に伴う腐食で破損し、冷却清水が破損部からシリンダ内に浸入して主軸受等の潤滑を阻害したため、主機が焼損したものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が黒島の東方沖で漂流中、主機の予燃焼室が経年使用に伴う腐食で破損したため、冷却清水が破損部からシリンダ内に浸入して主軸受等の潤滑を阻害したことにより発生したものと考えられる。	

備考

船長が主機の警報ブザースイッチを切っていなければ、主機の損傷は軽減できていた可能性があると考えられる。